



附 則（平成二八年三月一五日政令第八

（施行期日）四号抄

第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附 則（令和三年七月二日政令第一九五

（施行期日）号抄

1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。